



平成26年2月26日

各位

上場会社名 株式会社 高田工業所
代表者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966)
問合せ先責任者 総務部長 牟田 郁二
(TEL 093-632-2631)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月26日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、株式の売買単点を100株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数を引き下げることといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を500株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成26年4月1日（火曜日）

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更後の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第8条 当社の普通株式、B種株式、D種株式およびE種株式の単元株式数は、 <u>500株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の普通株式、B種株式、D種株式およびE種株式の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>(単元株式数に関する経過措置)</u> <u>第8条の変更は、平成26年4月1日をもってその効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、第8条の効力発生日をもって削除する。</u>

※その他は現行どおり。

【ご参考】

※望ましい投資単位について

前日(平成26年2月25日)の終値(338円)をもとに今回の引下げを行った場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める望ましい投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を下回ることになります。引続き、当社株価の向上に努めてまいります。

以上